

令和8(2026)年度栃木県いじめ防止に向けた地域アクション推進事業 業務委託公募型プロポーザル実施要領

令和8(2026)年3月
栃木県教育委員会生涯学習課

令和8(2026)年度栃木県いじめ防止に向けた地域アクション推進事業業務を委託するにあたり、次のとおり公募型プロポーザルを実施します。

1 委託業務の概要

- (1) 業務名
令和8(2026)年度栃木県いじめ防止に向けた地域アクション推進事業業務
- (2) 業務内容
別紙「令和8(2026)年度栃木県いじめ防止に向けた地域アクション推進事業業務委託仕様書」(以下「仕様書」という。)のとおりに
- (3) 契約期間
契約締結の日から令和9(2027)年2月28日(日)まで
- (4) 委託料上限額
200,000円(消費税及び地方消費税を含む。)
- (5) 担当所属及びお問い合わせ先
〒320-8501 栃木県宇都宮市塙田1-1-20 栃木県庁南別館(本庁合同ビル)5階
栃木県教育委員会事務局生涯学習課ふれあい学習担当
電話:028-623-3404
電子メール:syougai-gakusyuu@pref.tochigi.lg.jp

2 参加資格

令和8(2026)年度栃木県いじめ防止に向けた地域アクション推進事業業務委託公募型プロポーザル(以下「プロポーザル」という。)への参加を希望する者(以下「参加者」という。)は、地域の組織で構成された社会教育関係団体又は青少年健全育成若しくは学校、家庭、地域の教育力の向上に関わる団体若しくはNPO法人であって、次に掲げる要件を全て満たしていること。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項に該当しないこと。
- (2) 定款又は会則等に照らして、事業を実施することができること。
- (3) 本事業の遂行に必要な組織、人員及びノウハウを有していること。
- (4) 宗教活動及び政治活動を主たる目的としていないこと。
- (5) 暴力団又はその構成員(暴力団の構成団体の構成員を含む。)若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制下にある団体でないこと。
- (6) 本事業については、地方自治法、地方財政法及び栃木県財務規則による制約が課せられ、一定の様式が要求され、責任義務等が生じる旨を了承できること。
- (7) 県税を滞納していないこと。

3 プロポーザル実施の手続き

- (1) 実施スケジュール

ア 実施要領等の公表

令和8(2026)年3月30日(月)

イ 実施内容等に関する質問受付期限	令和8(2026)年4月2日(木)	午後3時
ウ 質問に対する回答	令和8(2026)年4月7日(火)	
エ 参加表明書の提出期限	令和8(2026)年4月10日(金)	午後5時
オ 参加資格結果の通知	令和8(2026)年4月13日(月)	
カ 企画提案書等の提出期限	令和8(2026)年4月20日(月)	午後5時
キ 審査会(プレゼンテーション)	令和8(2026)年4月24日(金)	
ク 選定結果の通知・公表	令和8(2026)年4月下旬	

(2) 実施要領の配布

栃木県ホームページからダウンロードすること。

(URL) https://www.pref.tochigi.lg.jp/m06/ijimeboushi_chiikir7.html

(3) 実施内容等に関する質疑及び回答

プロポーザルに参加するに当たり質問事項がある場合は、簡易なものを除き、質問書(別記様式1)にて提出すること。

ア 受付期間: 令和8(2026)年3月30日(月)から令和8(2026)年4月2日(木)午後3時まで(必着)

イ 質疑方法: 電子メールにより、1(5)に送付すること。

※件名に「いじめ防止に向けた地域アクション推進事業業務委託に関する質問について(団体等名)」と記載すること。

ウ 回答期日: 令和8(2026)年4月7日(火)

エ 回答方法: 回答は栃木県ホームページに掲載する。

(4) 参加表明書の提出

参加者は、参加表明書(別記様式2)及び参加資格確認書(別記様式3)を作成し、電子メール、持参又は郵送により提出すること。

ア 提出期限: 令和8(2026)年4月10日(金)午後5時必着

※提出期限後に到着した応募書類は無効とする。

イ 提出方法: 電子メール、持参(平日の午前9時から午後5時まで)又は郵送(書留郵便に限る。)により、1(5)に提出すること。

※電子メールの場合は、件名に「いじめ防止に向けた地域アクション推進事業業務委託に関する参加表明書について(団体等名)」と記載すること。

※なお、参加表明書の提出後に参加を辞退する場合は、令和8(2026)年4月20日(月)午後5時までに辞退届(様式任意)を提出すること。

(5) 参加資格の確認

参加表明書の提出者に対して、参加資格確認を行い、その結果を通知する。ただし、企画提案書等の受付期間において参加資格の要件に該当しなくなった時は、参加資格を失うものとする。

ア 通知日: 令和8(2026)年4月13日(月)

イ 通知方法: 電子メール

(6) 企画提案書等の提出

参加者は、参加表明書の提出後、仕様書を熟読の上で、以下のア～エに基づき、企画提案書等を作成し、応募申請書(別記様式4)に関係書類を添えて、令和8(2026)年4月20日(月)午後5時(必着)までに、1(5)宛てに持参又は郵送により提出すること。

ア 企画提案書等の用紙は、原則としてA4判用紙を使用することとし、A3判用紙を使用す

る場合には、A4判サイズに折り込むこと。なお、枚数に制限はないが、プレゼンテーションの説明時間（10分）を踏まえて作成すること。

イ 企画提案書等の様式は任意であるが、別紙「留意事項」に基づき作成すること。なお、記載項目の順は問わない。

- ① 企画提案書
- ② 実施計画書
- ③ 見積書

ウ 企画提案書等は、1者1提案とする。

エ 応募申請に必要な企画提案書ほか関係書類の提出部数は、7部（正本1部、副本6部）とする。なお、審査の公正を期すため、副本には参加者名を記入しないこと。

(7) 企画提案書等提出書類の取扱い

ア 提出期限後は、提出書類の変更、差替、再提出若しくは撤回は認めない。

イ 提出書類は、理由の如何を問わず返却しない。

ウ 企画提案書等は、栃木県情報公開条例（平成11年栃木県条例第32号）に基づく公文書開示請求の対象となる。

エ 県は、必要に応じて、追加資料の提出を求めることができる。

オ 企画提案書等の作成及び提出に係る費用等、プロポーザル参加に要する経費は全て参加者の負担とする。

カ 参加者は、企画提案書等の提出をもって実施要領等の記載内容に同意したものとみなす。

キ 提出された企画提案書等は、選考を行う作業に必要な範囲において複製を行う場合がある。

ク 企画提案書等の著作権は、提案者に帰属する。

ケ 企画提案書等に含まれる著作権、特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果、生じた責任は提案者が負う。

4 委託契約候補者の選定

(1) 評価基準

別表「令和8(2026)年度栃木県いじめ防止に向けた地域アクション推進事業業務委託評価基準」のとおり

(2) 審査方法

企画提案書等の審査及び委託契約候補者の選定は、別に定める「令和8(2026)年度栃木県いじめ防止に向けた地域アクション推進事業業務委託公募型プロポーザル審査要領」に基づき実施する。ただし、審査結果の如何によっては、いずれの参加者も委託契約候補者に選定しないことがある。

(3) 審査会（プレゼンテーション）

ア 開催日：令和8(2026)年4月24日（金）

イ 所要時間：1者あたり25分を予定（説明10分、質疑15分）

ウ 注意事項

- ① 審査会の会場、集合時間及び準備物等は、参加資格結果の通知と合わせて連絡する。なお、プレゼンテーションの順番は、事務局において厳正な抽選を行い決定する。
- ② 審査会は非公開とする。

(4) 審査結果の通知

審査結果は、審査後速やかに参加者宛に通知するとともに、プロポーザル参加者数、委託契

約候補者の名称等を栃木県ホームページに掲載する。なお、審査内容にかかる質問や意見は一切受け付けない。

(5) 失格事由

次に掲げる事項に該当する者は、失格とする。

ア 提出書類に虚偽の内容を記載した場合

イ 本実施要領に示した企画提案書等の作成及び提出に関する条件に違反した場合

ウ 見積書の金額が1(4)の委託料上限額を超える場合

エ 評価の公平性に影響を与える行為があった場合

オ 評価に係る各選定委員に対して、直接、間接を問わず故意に接触を行った場合

カ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行った場合

5 契約手続

(1) 選定された委託契約候補者と契約締結の協議を行う。

(2) 契約締結の協議においては、企画提案内容を、そのまま実施することを約束するものではなく、企画提案書等の内容の追加、変更又は削除を求めることがある。また、それに伴い、経費やスケジュール等の修正等を求めることがある。

(3) 契約代金の支払いについては、原則、精算払いとする。

(4) 選定された委託契約候補者が、特別な事情等により契約を締結しない場合は、その理由を記載した辞退届を提出すること。

6 その他

(1) 企画提案書の作成等プロポーザルの参加に要する経費は、全て参加者の負担とする。

なお、このプロポーザルが変更又は中止となった場合においても企画提案書等の作成及び提出に要した経費等は、全て参加者の負担とする。

別表

令和 8（2026）年度栃木県いじめ防止に向けた地域アクション推進事業
業務委託評価基準

- 1 審査項目及び各項目の配点は次のとおりとし、選定委員が採点する。
- 2 提案者の中で、各選定委員による評価点の合計の平均点が最も高い者を委託契約候補者とする。
- 3 2の者が複数の場合は、委員長が決する者を委託契約候補者として選定する。
- 4 2、3に関わらず、合計の平均点が 60 点未満の場合は、当該提案者を委託契約候補者として選定しない。
- 5 提案者が 1 者の場合も、4 と同様とする。

区分		審査項目	配点
1	総論	① 社会背景や本県の現状等を踏まえ、本事業の業務目的及び業務内容を理解しているか。	5
		② 事業目的を達成するための考え方やコンセプトの明確であるか。	10
2	企画力	① 各研修会は、本事業の業務目的を踏まえた内容で企画・提案がされているか。	10
		② いじめを生まない・許さない環境づくりに資すると期待できる取組であるか。	10
		③ 全体研修会と地域研修会は、相乗効果が期待できる内容や開催時期であるか。	10
		④ 県域から受講可能な研修方法及び参加手続きが提案されているか。	5
		⑤ 学びの成果を家庭や地域において展開が期待できる内容であるか。	5
		⑥ 啓発活動は、家庭や地域に「大会宣言」の浸透が期待される企画・取組であるか。	5
3	効果的な広報及び情報発信	① 各研修会の開催情報が参加対象に向けて効果的な発信できる提案であるか。	10
		② 啓発活動にかかる情報発信は、適切かつ効果的な方法と期待できる内容か。	5
4	組織体制及び計画実効性	① 各研修会の企画調整全般に係る十分な実施体制及び人員体制が示されているか。	10
		② 各研修会当日（リハーサルを実施する場合は、それを含む）の運営等に係る実施体制及び人員体制が示されているか。	5
		③ 研修会等類似業務（助成事業を含む）等の過去の実績から、事業の成功を予見する組織と認められ、現実可能かつ適切な事業スケジュールが示されているか。	5
5	経緯の積算	① 費用の積算は合理的な内容となっており、また予算の範囲内であるか。（単価や数量等が適正かつ根拠が明確であるか等）	5
合 計			100